



2014年2月  
日 本 銀 行

## 新日銀ネットにおける日銀ネット端末接続の回線敷設 に関する手続き等について

(はじめに)

- 本資料は、新日銀ネットの全面稼動開始時から日銀ネット端末接続において、利用可能となる通信回線等に関する次の1. から4. の事務手続き等について取りまとめたものです。

1. 新日銀ネットにおける回線敷設に関する手続き
2. 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続に関する手続き
3. コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用に関する手続き
4. 新日銀ネットにおける利用料金

(注) 上記のうち、1. および2. は、「新日銀ネットにおける端末装置の基本機能の仕様について(第2段階開発対象分)」(2013年9月付日本銀行ホームページ掲載)の第1編Ⅳ. 4. およびⅤ. 3. において2014年冬頃にご案内するとしていた手続きに該当するものです。

- 本資料における記載事項について、新日銀ネット全面稼動開始までに利用を希望する利用先は、本資料にしたがって手続きを行って頂く必要があります。
- 本資料に対してご不明な点やご質問等ありましたら、次に掲げる照会先宛にご連絡下さい。

### 【照会先】

(本資料の手続き等について)

日本銀行 システム情報局 システム企画課 総務グループ

[電子メール\*] [post.issd109□boj.or.jp](mailto:post.issd109□boj.or.jp)

(本資料の別添について)

日本銀行 システム情報局 新日銀ネット構築運行課 対外接続基盤グループ

[電子メール\*] [post.issd154□boj.or.jp](mailto:post.issd154□boj.or.jp)

- ※ 電子メール中の「□」は「@」と読み替えて下さい。  
電子メールの件名は、「新日銀ネット回線手続き等に関する件」として下さい。

(目次)

1. 新日銀ネットにおける回線敷設に関する手続き
    - (1) 現行日銀ネットにおける回線敷設事務からの変更
    - (2) 新日銀ネット全面稼動開始前の回線敷設に関する手続き
    - (3) 現行日銀ネットの通信回線を利用する場合の手続き
  2. 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続に関する手続き
  3. コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用に関する手続き
  4. 新日銀ネット全面稼動開始以降における利用料金
    - (1) 回線使用料
    - (2) 日銀ネット端末接続の利用料金
    - (3) コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用料金
    - (4) 新日銀ネット全面稼動開始までの利用料金
- 別添 : 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続要件
- 別紙1 : 回線の敷設等に関する願書 (第1号書式)
- 別紙2 : 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワーク接続に関する願書 (第2号書式)

## 1. 新日銀ネットにおける回線敷設に関する手続き

「新日銀ネットにおける端末装置の基本機能の仕様について（第2段階開発対象分）」（2013年9月付日本銀行ホームページ掲載）の「V. 1. 回線種別」でご案内のとおり、新日銀ネットでは、従来の64kbpsおよび128kbpsの回線に加えて、新たに回線速度が1Mbps、5Mbps、10Mbpsの高速回線を提供します。新日銀ネット全面稼働開始までのオンライン接続試験または総合運転試験に向けて、新日銀ネット試験専用の通信回線を敷設することを希望する場合や新日銀ネット全面稼働開始に合わせて新たに提供する通信回線を利用することを希望する場合は、以下の手続きを行って頂くことが必要となります。

- 新日銀ネット試験専用の通信回線は、新日銀ネットの全面稼働開始時より本番用の通信回線に切り替わります。なお、本手続きに基づき敷設される通信回線は、現行日銀ネットに接続することはできませんので、ご留意下さい。
- なお、新日銀ネット試験専用の通信回線として、64kbpsまたは128kbpsの通信回線を敷設して頂くことも可能です。もっとも、現行日銀ネット（新日銀ネット第1段階開発分も含むく以下、同様）に接続することを希望される場合は、今まで通り、「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）＜端末装置3型版＞」に従って、回線敷設を行って下さい。

### （1）現行日銀ネットにおける回線敷設事務からの変更

現行日銀ネットの通信回線は、利用先からの申請（「中継端末、回線の変更等に関する願書」日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）＜端末装置3型版＞第1号書式）に基づき、日本銀行が回線業者（ソフトバンクテレコム株式会社）との間で回線利用契約を締結しています。

今後、新日銀ネットでは、利用先のニーズに合わせた回線工事を可能とするため、利用先が直接、回線業者と回線利用契約を締結して頂きます。この結果、利用先は日本銀行を介さずに回線工事の調整等を行うことが可能となります。また、本変更に伴って、回線使用料については、利用先が回線業者に直接お支払い頂くこととなります（回線速度に応じた利用先における日銀ネットの利用にかかる費用に変更はありません。＜4. 参照＞）。

本件に関する主な変更点をまとめると下記のとおりとなります。

主な変更点	現行日銀ネット	新日銀ネット
回線契約者	日本銀行	利用先
回線業者との調整	日本銀行が回線業者へ回線工事の発注を行った後、利用先が調整を実施。	利用先が直接回線業者へ連絡し、調整を実施。

回線使用料	日本銀行が日銀ネット利用料金および回線使用料を合わせた料金を利用先から徴収し、日本銀行から回線業者に支払う扱い。	利用先が、日本銀行を介さずに、個別に回線業者に直接支払う扱い< 4. 参照>。
回線工事費用	日本銀行が利用先から徴収した日銀ネット利用料金の中から、回線工事費用を回線業者へ支払う扱い。	利用先が回線工事を行った際に、利用先が回線業者へ回線工事費用を直接支払う扱い。

## (2) 新日銀ネット全面稼働開始前の回線敷設に関する手続き

新日銀ネット全面稼働開始前に新たに提供する通信回線を敷設する際は、日銀ネット主管店への回線敷設に関する申請に先立ち、利用先が回線業者と回線工事に関して事前に調整して頂きます(下表①)。その上で、「回線の敷設等に関する願書」(別紙1)を日銀ネット主管店に提出して下さい(下表②)。日本銀行では、利用先からの申請を認める場合、利用先にその旨をお知らせするとともに、回線開通に向けて必要な準備作業に関する資料を配付致します(下表③)。利用先では、日本銀行から受領した資料に基づき、回線開通に向けた準備作業を行い(下表④)、回線開通を行って下さい(下表⑤)。

— なお、回線開通作業は、日本銀行の定めた条件・手順に従って、回線業者が行います。

### 【新日銀ネット全面稼働開始前の回線敷設に関する手続きの流れ】

回線開通までの流れ	作業内容
①回線業者との事前調整	<p>利用先は、下記に記載されている回線業者へ連絡し、工事日程や工事内容について事前にご調整下さい。工事日程の調整が終了した段階で、回線業者から工事日程確定の連絡を受領して下さい。</p> <p>なお、事前調整は、光回線の敷設を希望する場合は通信回線の開通希望時期から12週間前までに、メタル回線の敷設を希望する場合は6週間前までに、回線業者へ申込して下さい。新日銀ネットから提供する光回線をご利用される場合は、屋内回線のケーブル種別が光ケーブルであることから、建屋内への光ケーブルの引き込み工事が必要となる場合があります。</p>
②回線変更の申請	①の調整が終了し、回線業者から工事日程確定の連絡を受領した後、日銀ネット主管店に「回線の敷設等に関する願書」

	を提出して下さい。 なお、日銀ネット主管店には、回線開通希望時期から4週間前を目途に願書を提出して下さい。
③承認通知および準備作業等に関する資料の受領	日本銀行が②の申請を認める場合、主管店からその旨をご連絡致しますので、利用先は承認通知と回線開通に向けて必要な準備作業およびIPアドレスに関する資料を、日銀ネット主管店から受領して下さい。
④回線開通にむけた準備作業	①の回線業者との調整および③で受領した通知に基づき、回線開通日までに準備作業を行って下さい。
⑤通信回線の開通	②でご提出頂いた書類に記載された日程で回線開通を行って下さい。なお、回線業者が利用先CEルータまでの通信回線の開通を確認します。  ※通信回線の開通は、③の日本銀行からの承認通知を受領した後に行って下さい。

**【本件に関する回線業者問合せ窓口】**

ソフトバンクテレコム株式会社

電話番号 : 03-4288-1332

電子メール※ : (T0) sbtm-boj-d□tm.softbank.co.jp

(CC) SBTMGRP-kaisapo-d□g.softbank.co.jp

**【本件に関する回線業者申込窓口】**

ソフトバンクテレコム株式会社

電子メール※ : (T0) SP\_SBTM-PM2□tm.softbank.co.jp

(CC) SBTMGRP-kaisapo-d□g.softbank.co.jp

※ 電子メール中の「□」は「@」と読み替えて下さい。

**(3) 現行日銀ネットの通信回線を利用する場合の手続き**

今後、新日銀ネット全面稼動開始時に現行日銀ネットで利用している通信回線の利用を継続することを希望する利用先については、新日銀ネット全面稼動開始までに手続きを行って頂く必要はありません。

もともと、現行日銀ネットの通信回線は、日本銀行が回線契約者となっているため、回線契約者を変更する手続きを行って頂く予定です。回線契約の変更に関する詳細な手続きについては、別途ご連絡致します。

## 2. 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続に関する手続き

「新日銀ネットにおける端末装置の基本機能の仕様について（第2段階開発対象分）」（2013年9月付日本銀行ホームページ掲載）の「IV. 日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続」に記載のとおり、新日銀ネットでは、予め日本銀行が定める条件を満たすことを前提に、日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続を認めます。

新日銀ネット全面稼動開始までの間に、日銀ネット端末装置を利用先社内ネットワークに接続することを希望する利用先は、以下の手続きを行って頂くことが必要となります。

「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続要件」（別添）で指定された接続方法を確認の上、日銀ネット主管店に「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワーク接続に関する願書」（別紙2）をご提出下さい（下表①）。日本銀行ではこれを認める場合、利用先にその旨お知らせするとともに、利用先社内ネットワーク接続に必要な設定手順書を配付します（下表②）。設定手順書の受領後は、利用先において準備作業を行って頂き（下表③）、新日銀ネットの全面稼動開始以降に利用を開始して下さい（下表④）。

—— なお、利用先社内ネットワークと接続された日銀ネット端末装置による電文の送受信を確認することを希望する場合は、新日銀ネットの全面稼動開始前に実施するオンライン接続試験および総合運転試験の機会を利用して下さい。なお、オンライン接続試験および総合運転試験とは別に、日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続を確認することを希望する場合は、新日銀ネットの全面稼動開始までの間は、適宜、休日に実施して下さい。【日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続における手続きの流れ】

利用開始までの流れ	作業内容
①書類の提出	日銀ネット主管店に「日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワーク接続に関する願書」を提出して下さい。
②承認通知および開発資料の受領	日本銀行が①の申請を認める場合、承認通知と日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続に必要な設定手順書を日銀ネット主管店から受領して下さい。
③社内ネットワーク接続にむけた準備作業等	②で受領した設定手順書に基づき、機器の調達および準備作業を行って下さい。
④利用開始	利用先において準備作業が完了した後、利用先社内ネットワークと接続された日銀ネット端末装置による電文の送受信を確認することを希望する場合は、新日銀ネットの全面稼動開始前に実施するオンライン接続試験および総合運転試験の機

	会を利用して下さい。なお、オンライン接続試験および総合運転試験とは別に、日銀ネット端末装置と利用先社内ネットワークの接続を確認することを希望する場合は、新日銀ネットの全面稼動開始までの間は、適宜、休日に実施して下さい。
--	---

### 3. コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用に関する手続き

新日銀ネット全面稼動開始以降は、コンピュータ接続の通信回線を使用して日銀ネット端末装置を利用することが可能となります。コンピュータ接続で使用している通信回線にコンピュータ接続に関する機器と日銀ネット端末装置を接続することを可能とし、コンピュータ接続に加えて、同一の通信回線で日銀ネット端末接続の利用を認めるものです。当該取扱いを希望する利用先に関する手続きは以下のとおりです。

コンピュータ接続を利用している利用先のうち、コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用を希望する場合、まず、利用先が回線業者が行う利用先C Eルータの設定変更作業の工事日程について事前に調整して頂きます（下表①）。その上で、「回線の敷設等に関する願書」（別紙1）を日銀ネット主管店にご提出下さい（下図②）。日本銀行では利用先からの申請を認める場合、利用先にその旨お知らせするとともに、回線開通に向けて必要な準備作業に関する資料を配付致します（下図③）。その後、回線業者による利用先C Eルータの設定変更作業が終了後、回線の共用を行って下さい。

— なお、コンピュータ接続の通信回線のうち、接続試験網の通信回線は日銀ネット端末接続の利用はできません。

#### 【コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用の流れ】

利用開始までの流れ	作業内容
①回線業者との事前調整	<p>利用先は、1.（2）に記載されている回線業者へ連絡し、回線業者が行う利用先C Eルータの設定変更作業の工事日程について事前にご調整下さい。工事日程の調整が終了した段階で、回線業者から工事日程の確定の連絡を受領して下さい。</p> <p>なお、事前調整は、通信回線の共用の開始希望時期から5週間前までに、回線業者へ連絡して下さい。</p> <p>※回線業者による利用先C Eルータの設定変更作業は、回線業者のセンター側の作業のみとなるため、利用先では特段の対応は必要ありません。</p>
②書類の提出	<p>コンピュータ接続の通信回線で日銀ネット端末接続を利用開始する4週間前を目途に、日銀ネット主管店に「回線の敷設</p>

	等に関する願書」を提出して下さい。  ※なお、コンピュータ接続の通信回線で日銀ネット端末接続を利用するためには、日本銀行からコンピュータ接続の利用に関する承認を受けていることが前提となります。
③承認通知および準備作業等に関する資料の受領	日本銀行が②の申請を認める場合、主管店からその旨をご連絡致しますので、利用先は承認通知と回線開通に向けて必要な準備作業およびIPアドレスに関する資料を、日銀ネット主管店から受領して下さい。
④利用開始	回線業者の利用先CEルータ設定変更作業が終了した後、新日銀ネットの全面稼働開始までは、コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用を希望する場合は、新日銀ネットの全面稼働開始前に実施するオンライン接続試験および総合運転試験の機会を利用して下さい。

#### 4. 新日銀ネット全面稼働開始以降における利用料金

##### (1) 回線使用料

現行日銀ネットの利用料金では、利用先には回線使用料を含めた形で日本銀行に利用料金をお支払い頂いておりましたが、新日銀ネットでは、1.(1)のとおり、利用先が回線業者と契約を締結することとなるため、回線使用料については、利用先が回線業者へ直接お支払い頂くこととなります。新日銀ネットにおける回線使用料の水準は以下の表のとおりです。

##### (2) 日銀ネット端末接続の利用料金

(1)のとおり、回線使用料は利用先が回線業者へ直接お支払い頂くこととなるため、新しく設定する新日銀ネットの利用料金は、現行日銀ネットの利用料金から以下の回線使用料を減額した水準となる見込みです。したがって、利用先における回線速度毎の1回線あたりの月額費用は、以下の表のとおりとなる見込みです。

##### (利用先における回線速度毎の1回線あたりの月額費用)

回線速度	64kbps	128kbps	1 Mbps	5 Mbps	10Mbps
回線使用料	15,300 円	18,000 円程度	18,000 円程度	27,000 円程度	119,000 円程度
新日銀ネット 利用料金	10,000 円	20,000 円程度	20,000 円程度	20,000 円程度	20,000 円程度

注：上記料金に消費税は含まれておりません。



**(3) コンピュータ接続の通信回線を使用した日銀ネット端末接続の利用料金**

コンピュータ接続の通信回線を使用して日銀ネット端末接続を利用する場合は、コンピュータ接続と日銀ネット端末接続の利用料金をそれぞれお支払い頂くこととなります。もともと、利用先は通信回線を共用することで、利用先は1回線分の回線使用料を回線業者へお支払頂くこととなります。

**(4) 新日銀ネット全面稼動開始までの利用料金**

新日銀ネット全面稼動開始前に新しく提供する通信回線を敷設する場合は、新日銀ネットの利用料金は新日銀ネット全面稼動開始までは無料とし、全面稼動開始時点からお支払い頂きます。なお、新しく提供する通信回線にかかる回線使用料は、回線敷設後、別途回線業者に支払って頂く必要がありますので、ご留意下さい。

以 上